



金沢市公報

第 2 4 4 3 号 の 3

平成16年(2004年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
包括外部監査契約の締結について(総務課)	1
平成16年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて(資産税課)	2
計量器の定期検査の実施について(市民参画課)	2
平成16年度の国民健康保険料の料率等について(保険年金課)	2
生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定について(生活福祉課)	3
生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定について(")	3
生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の所在地の変更について(")	3
身体障害者福祉法の規定に基づく更生医療を担当させる医療機関の指定について(障害福祉課)	4
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について(保健推進課)	4
市道の路線の認定について(生活道路整備課)	4
市道の路線の廃止について(")	4
市道の区域の決定について(")	5
道路の供用の開始について(")	5
専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について(")	5

都市計画の変更について(都市計画課)	6
公 告	
自動車臨時運行許可番号標の失効について(市民課)	6
浄化槽保守点検業者の登録の更新について(環境保全課)	6
開発行為に関する工事の完了について(建築指導課)	6
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて(農業委員会事務局)	7
選挙管理委員会告示	
選挙人名簿から抹消した者について(選挙管理委員会)	7
農業委員会の委員の全員の解任請求の場合における署名者の最低数について(")	7
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について(建設課)	7
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について(企業総務課)	8
指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について(")	8
平成16年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について(建設課)	8

告 示

●金沢市告示第97号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 契約の期間の始期
平成16年4月1日
- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所

柏野 博英

金沢市長土堀3丁目8番8号

4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払。ただし、必要に応じ、概算払をすることができる。

●金沢市告示第98号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成16年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第99号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 定期検査を行う区域

泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、中央小学校芳齋分校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、野町小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、弥生小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

平成16年5月6日から平成17年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第100号

平成16年度の金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第7項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の732
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年28,800円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年29,400円

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年20,160円
 - イ 1世帯につき年20,580円
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年14,400円
 - イ 1世帯につき年14,700円
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年5,760円

イ 1世帯につき年5,880円

3 介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の120
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年7,800円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年4,440円

4 介護納付金賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年5,460円
 - イ 1世帯につき年3,108円
- (2) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年3,900円
 - イ 1世帯につき年2,220円
- (3) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年1,560円
 - イ 1世帯につき年888円

●金沢市告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 金沢医療器 代表取締役 高田 学	金沢市高柳町6の35番地	株式会社 金沢医療器	金沢市高柳町6の35番地	平成16年 2月1日
中越クリーンサービス株式会社 代表取締役 中山 和郎	新潟県新潟市日の出3丁目4番15号	中越クリーンサービス株式会社	金沢市中屋町64街区4	平成16年 3月1日
株式会社 はなみずき 代表取締役 西東 利男	金沢市観法寺町へ74番地1	神宮寺訪問介護事業所	金沢市神宮寺1丁目15番27号	平成16年 3月1日

●金沢市告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 はなみずき 代表取締役 西東 利男	金沢市観法寺町へ74番地1	株式会社 はなみずき 神宮寺訪問介護事業所	金沢市神宮寺1丁目15番27号	平成16年 3月1日

●金沢市告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社 さわやか金沢	金沢市南新保町口24番地2	有限会社 さわやか金沢	金沢市割出町718番地1	平成15年 12月1日

●金沢市告示第104号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当させる医療機関として次の医療機関を指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の2の規定により告示します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指定年月日
パークピル透析クリニック	金沢市広岡3丁目1番1号	腎臓に関する医療	平成16年4月1日

●金沢市告示第105号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
大徳ふたば薬局	金沢市松村1丁目5番地	ファーマケア株式会社 代表取締役 染谷 武俊	平成16年3月31日

●金沢市告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市役所土木部生活道路整備課において平成16年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1013	元町2丁目線18号	元町2丁目151番先から元町2丁目147番先まで	
1130	長町3丁目線11号	長町3丁目426番8先から長町3丁目426番3先まで	
1130	長町3丁目線12号	長町3丁目426番12先から長町3丁目426番13先まで	
3216	大徳16号観音堂町東線16号	観音堂町又48番2先から観音堂町又1番5先まで	
3724	鞍月24号直江町北線12号	直江北1丁目258番8先から直江北1丁目258番6先まで	
4116	米丸16号黒田1丁目線23号	黒田1丁目292番4先から黒田1丁目292番1先まで	
4311	崎浦11号大道割線9号	大桑町力389番先から大桑町力390番1先まで	
5046	森本46号吉原町線31号	吉原町リ200番3先から吉原町リ200番10先まで	

●金沢市告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道の路線を廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市役所土木部生活道路整備課において平成16年4月1日から同月15日まで一般の縦覧

に供します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1101	堀川町線2号	堀川町1070番先から堀川町1125番4先まで	
1101	堀川町線3号	堀川町1039番先から堀川町1041番先まで	

●金沢市告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市役所土木部生活道路整備課において平成16年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	幅員 (m)	延長 (m)
一般市道	元町2丁目線18号	2.5	114
一般市道	長町3丁目線11号	6.0	63
一般市道	長町3丁目線12号	5.8~ 8.9	20
一般市道	大徳16号観音堂町東線16号	3.5	27
一般市道	鞍月24号直江町北線12号	6.0~ 10.0	39
一般市道	米丸16号黒田1丁目線23号	5.0	34
一般市道	崎浦11号大道割線9号	1.6	36
一般市道	森本46号吉原町線31号	6.0	82

●金沢市告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市役所土木部生活道路整備課において平成16年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
元町2丁目線18号	元町2丁目151番先から元町2丁目147番先まで	平成16年4月1日
長町3丁目線11号	長町3丁目426番8先から長町3丁目426番3先まで	"
長町3丁目線12号	長町3丁目426番12先から長町3丁目426番13先まで	"
大徳16号観音堂町東線16号	観音堂町又48番2先から観音堂町又1番5先まで	"
鞍月24号直江町北線12号	直江北1丁目258番8先から直江北1丁目258番6先まで	"
米丸16号黒田1丁目線12号	黒田1丁目292番4先から黒田1丁目292番1先まで	"
崎浦11号大道割線9号	大桑町力389番先から大桑町力390番1先まで	"
森本46号吉原町線31号	吉原町力200番3先から吉原町力200番10先まで	"

●金沢市告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の7第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 指定する道路の路線名

元町2丁目線18号
 長町3丁目線12号
 大徳16号観音堂町東線16号
 崎浦11号大道割線9号

2 指定する期日

平成16年4月1日

●金沢市告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所	備 考
金 沢 都 市 計 画 下 水 道	金沢市利屋町、岸川町、二日市町、 花園八幡町、今町、月影町、梅田町、 北森本町、観法寺町及び岩出町の各 一部	金沢市役所都市整備部 都市計画課	金沢市公共下水道臨海 処理区

公 告

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効しました。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

石川 64 - 97 金沢

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、平成16年3月24日に次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所
55	株式会社ダイテック	富山県高岡市荒見崎318番地2

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市駅西新町1丁目3805番、3806番及び3811番から 3814番まで	金沢市南新保町イ64番地 有限会社 ヨシコウ 代表取締役 吉田 幸雄

2

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市北塚町西91番2から91番6まで	道路 金沢市北塚町西91番4	金沢市新保本5丁目121番地 株式会社 タイセツホーム 代表取締役 安田 洋
金沢市寺中町へ35番1から35番5まで及び36番1から36番5まで並びに国有地の一部	道路 金沢市寺中町へ35番4及び36番4並びに国有地の一部	金沢市北町乙64番地7 株式会社 ダイトク不動産 代表取締役 勘村 哲之
金沢市彦三町2丁目234番1から234番7まで	道路 金沢市彦三町2丁目234番1	金沢市富樫1丁目2番10号 株式会社 杉本住宅 代表取締役 杉本 誠二
金沢市東力1丁目13番5及び13番10から13番13まで	道路 金沢市東力1丁目13番5	金沢市伏見新町346番地2 株式会社 バンガード住建 代表取締役 広瀬 知
金沢市尾山町232番1から232番5まで	道路 金沢市尾山町232番1 公園 金沢市尾山町232番5	金沢市戸水町67街区1番地 大和ハウス工業株式会社 金沢支店 支店長 木谷 昭次

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成16年4月1日

金沢市長 山 出 保

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町2丁目24番12号 ^{たかばたけ}高島 ^{のりこ}教子 ほか804人を平成16年4月1日に選挙人名簿から抹消しました。

平成16年4月1日

金沢市選挙管理委員会

●金沢市選挙管理委員会告示第25号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の2分の1の数（選挙された農業委員会の委員の全員の解任請求の場合における署名者の最低数）は、7,952人です。

平成16年4月1日

金沢市選挙管理委員会

公営企業告示

●金沢市公営企業告示第9号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成16年4月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成16年4月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 田上町の一部
- (2) 館山町、末町及び土清水1丁目のそれぞれ一部
- (3) 大場町、南森本町、弥勒町、松寺町及び松村第二土地区画整理事業地のそれぞれ一部
- (4) 専光寺町、豊穂町及び上安原南のそれぞれ一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
- (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地
名称 西部水質管理センター
- (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成16年4月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成16年4月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
451	谷内住設	金沢市辰巳町ト26番地2
452	浦野設備	金沢市上荒屋6丁目410番地2

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から平成16年3月30日に給水工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成16年4月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
267	菅野管工	金沢市粟崎町3丁目316番地

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、平成16年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成16年4月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

第2負担区

鳴和町の一部

第3負担区

野田土地区画整理事業地の一部

第4負担区

東長江町の一部

第5負担区

大額2丁目、八日市1丁目、古府1丁目、古府2丁目、田上町、田上新町、田上1丁目、田上2丁目、田上第五土地区画整理事業地及び田上本町土地区画整理事業地の各一部

第6負担区

福増町、安原中央土地区画整理事業地、南塚町、専光寺町、無量寺町、松村7丁目、南新保町、御供田町、三口町、諸江町、松寺町及び木越町の各一部

第7負担区

館山町、大桑町、大桑第三土地区画整理事業地、中屋土地区画整理事業地、二ツ寺町、示野町、観音堂町、寺中町、松村第二土地区画整理事業地、湊1丁目、松寺町、北寺町、東蚊爪町、東蚊爪町1丁目、東蚊爪町2丁目、大場町、八田町、才田町、弥勒町、南森本町、福久東1丁目、百坂町、吉原町、塚崎町、岩出町、堅田町、角間町、銚子町及び末町の各一部

平成16年(2004年)4月1日 印刷
平成16年(2004年)4月1日 発行

定価 100円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄